

各報道機関 様

KJ00519806
2025年9月3日

発信課	総合政策部広報広聴課広報係
担当者	藤田 絵美理
連絡先	電 話 直通0166-25-5370 内線2634
	F A X
	E-mail koho@city.asahikawa.lg.jp

分 類	イベント・行事 [] 募集 [] 契約・入札 [] 会議・説明会 [] その他 [○]
日 程	令和7年6月9日 ~
発表項目 (行事名)	ASAHIKAWA FINDER事業について
概 要 (趣旨・日時・ 場所・内容等を 記入すること。)	誰かに紹介したくなるような、旭川の素敵な写真や動画をInstagramに投稿し合う、ユーザー参加型のシティプロモーション事業「ASAHIKAWA FINDER」を令和7年6月9日より実施しております。 旭川市公式Instagramでの作品紹介のほか、年間を通じて活躍された、ASAHIKAWA FINDERには、「ASAHIKAWA FINDER OF THE YEAR」の称号と記念品及び副賞を贈呈します。 ついでに、「ASAHIKAWA FINDER OF THE YEAR」決定までのスケジュールと、記念品及び副賞が決まりましたので、お知らせいたします。 。詳細は別紙にて、ご確認ください。
添付資料	有 ☒ 無 ☐
報道（取材）に当 たってのお願い	
備 考	

あ さ ひ か わ ファインダー
ASAHIKAWA FINDER事業について

1 事業名

ASAHIKAWA FINDER（あさひかわファインダー）～見つけた！旭川ってこんなまち～

2 事業趣旨

誰かに紹介したくなるような、旭川の素敵な写真や動画を Instagram に投稿し合う、ユーザー参加型のシティプロモーション事業。「#find_asahikawa」が付いた投稿を市で選考の上、旭川市公式 Instagram に認定作品として掲載し、投稿者を ASAHIKAWA FINDER に認定する。（詳細は実施要領を参照）

3 ASAHIKAWA FINDER ^{ファイブ}FIVE及び ASAHIKAWA FINDER ^{オブ}OF THE ^ザYEARについて

認定作品の中から審査員による選考を経て5名を「ASAHIKAWA FINDER FIVE」に認定し、記念品及び副賞を贈呈するほか、年間を通じて活躍された、ASAHIKAWA FINDER には、「ASAHIKAWA FINDER OF THE YEAR」の称号と記念品及び副賞を贈呈する。

4 「ASAHIKAWA FINDER OF THE YEAR」決定までの流れ

・ **6月9日～11月30日（認定期間）**

認定作品を旭川市公式 Instagram で定期的に紹介。

・ **12月下旬（「ASAHIKAWA FINDER FIVE」決定）**

3名の審査員による審査の結果、上位5名の ASAHIKAWA FINDER を「ASAHIKAWA FINDER FIVE」に決定。

・ **12月下旬～1月上旬（一般投票）**

「ASAHIKAWA FINDER FIVE」のこれまでの認定作品を投稿者ごとに旭川市公式 Instagram に掲載し、いいね数による一般投票を実施。

・ **1月15日頃（「ASAHIKAWA FINDER OF THE YEAR」決定）**

一般投票（いいね数）と審査員の点数を合算して決定し、旭川市公式 Instagram で発表。

5 記念品及び副賞について

(1) 「ASAHIKAWA FINDER FIVE」

・ 記念品

「ASAHIKAWA FINDER FIVE オリジナルステッカーセット」

スマホやPC、キャリーケースなどに貼れる、世界に5つだけのオリジナルステッカー。

・ 副賞

「おいしい旭川グルメ」

別紙

※以下の5種類のうちのどれかが当たります。(商品は選べません。)



①株式会社 丸由今津
男山漬魚詰め合わせ



②日乃出食品工業
味付き道産豚セット



③寿 須藤製麺工場
旭川ラーメン 13食セット



④WAKKA Select
トマトジュース 2本セット
(赤・黄)



⑤ゆきうさぎ
スフレチーズケーキ 2台セット
(プレーン・ショコラ)

(2)「ASAHIKAWA FINDER OF THE YEAR」

・記念品

「OF THE YEAR 認定作品フォトパネル」

認定作品(1枚)を壁に飾れるフォトパネルにして贈呈。



↑写真はイメージです。

・副賞

「チェキ (instax mini Evo) + フィルムセット」

“これまで見てきた、新たに見つけた旭川”を多彩な表現で
引き続き発信してほしい、という思いを込めて贈呈。



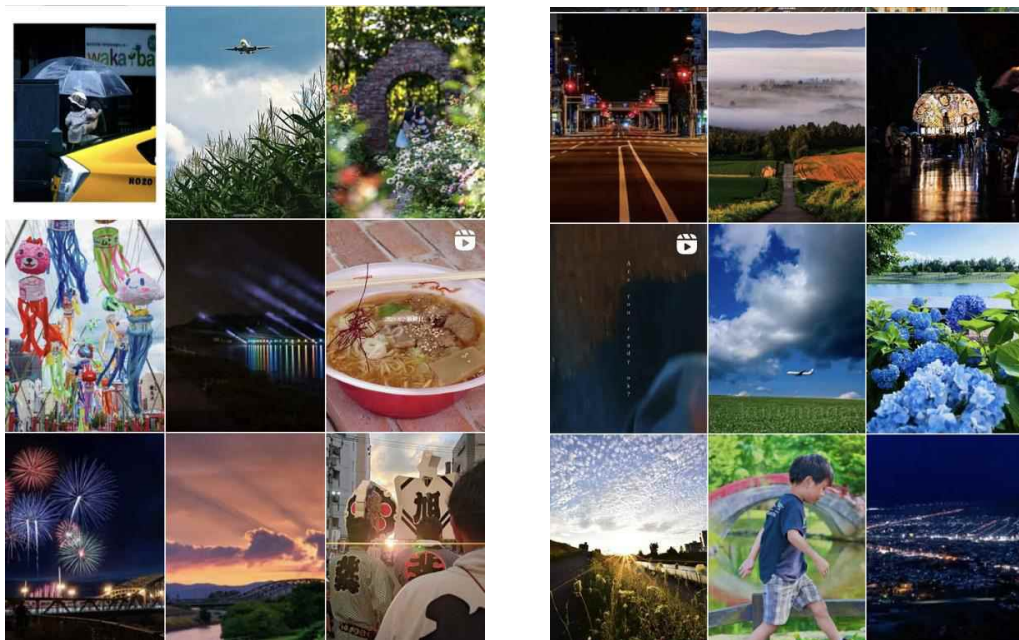
6 これまでの ASAHIKAWA FINDER 認定作品について

令和 7 年 6 月 9 日から認定を開始し、約 3 か月で 30 件以上の作品を認定しています。

誰かに見せたい「旭川ってこんなまち」。そんな写真や動画を旭川市公式 Instagram で紹介していますので、ぜひご覧ください。



旭川市公式 Instagram
(@asahikawacity_official)



ASAHIKAWA FINDER
特設サイト

ASAHIKAWA FINDER（あさひかわファインダー）事業
実施要領

1 事業名

ASAHIKAWA FINDER（あさひかわファインダー）
～見つけた！旭川ってこんなまち～

2 事業趣旨

皆さんの力を集めて旭川のまちの魅力を発信する、参加型シティプロモーションです。

皆さんにとって、旭川はどんなまちですか？
生まれ育った方、最近住み始めた方、旅行で何年か前に訪れた方。
旭川での思い出、旭川の印象はきっと人それぞれだと思います。
「旭川ってどんなまち？」と誰かに聞かれたら、どんな写真や動画で紹介しますか？
駅前の街並み、居酒屋で食べた美味しいご飯、いつもの通学路、寒い冬の日の雪景色。

あなたがこれまで見てきた、あなたが新たに見つけた「旭川ってこんなまち」を、写真や動画で切り取って#find_asahikawa を付けて、Instagram に投稿してください。皆さんの力を集めて世界中に旭川の魅力を発信しましょう。

3 ASAHIKAWA FINDER（あさひかわファインダー）について

「FINDER」には、「見つける人」、「発見者」といった意味があります。また、カメラで写真を撮るときの覗き窓のことを「ファインダー」ともいうことから、旭川の新しい一面を写真や動画を通じて発見していただいた方を「ASAHIKAWA FINDER」として認定します。

4 ASAHIKAWA FINDER（あさひかわファインダー）の認定

「旭川ってこんなまちだよ」と誰かに見せたい写真や動画を Instagram に投稿してください。投稿された作品は、定期的に旭川市で選考の上、旭川市公式 Instagram で掲載させていただきます。掲載された作品の投稿者を「ASAHIKAWA FINDER（あさひかわファインダー）」として認定いたします。

また、年間を通じて、活躍された ASAHIKAWA FINDER にはオブ・ザ・イヤーの称号と記念品を御用意します。ぜひ、お気軽に何度でも投稿をお願いします。

5 参加の流れ

- (1) 作品（写真や動画）を御用意ください。
- (2) 御自身の Instagram アカウントで用意した作品を投稿。

※キャプションには

必ずハッシュタグ「#find_asahikawa」を記載してください。

また、可能な範囲で「撮影場所」と「撮影年月」を記載してください。

※複数枚の写真を1度に投稿する場合は、1枚目のみを対象とします。

※動画は原則1分以内のものを対象とします。

- (3) 投稿された作品の中から、定期的に市が選考を行います。
- (4) (3)で選定した作品の投稿者には旭川市公式 Instagram (@asahikawacity_official) のダイレクトメッセージで市から御連絡し、「ASAHIKAWA FINDER」として認定させていただきます。
- (5) 旭川市公式 Instagram アカウントにて選定作品をリポスト。
- (6) ASAHIKAWA FINDER 認定後も、何度でも投稿いただけます。
※ただし同一作品の選定は1度のみとします。

6 参加要件

Instagram アカウントを「公開」している個人・団体

※プロ・アマ及び市内・市外在住は問いません。

※未成年応募の場合は、保護者の同意が得られている方とします。

7 作品要件

本事業では次の要件を満たす作品を対象とします。

- (1) 旭川市内で撮影した作品であること
- (2) 本事業の趣旨に沿った作品であること
- (3) 投稿者自身で撮影・用意したものであること
- (4) 過去にコンテストなどで入賞していない作品であること
- (5) 被写体についての肖像権、プライバシーについて承諾を得ていること
- (6) 写真や動画に著しい加工が施されていないこと

なお、次の項目に該当する作品は対象外とします。

- (1) 法律、法令等に違反する内容、又は違反するおそれがあるもの
- (2) 特定の個人・団体等を誹謗中傷するもの
- (3) 政治、宗教活動を目的とするもの
- (4) 著作権、商標権、肖像権など旭川市又は第三者の知的所有権を侵害するもの
- (5) 広告、宣伝、勧誘、営業活動、その他営利を目的とするもの
- (6) 人種・思想・信条等の差別又は差別を助長させるもの
- (7) 公の秩序又は善良の風俗に反するもの
- (8) 虚偽や事実と異なる内容及び根拠のないもの

- (9) 本人の承諾なく個人情報に特定・開示・漏えいする等プライバシーを害するもの
- (10) 他のユーザー、第三者等になりすますもの
- (11) わいせつな表現などを含む不適切なもの
- (12) その他旭川市が不適切と判断したもの

8 同意事項

参加者は次の事項に同意するものとします。

- (1) ASAHIKAWA FINDER 認定時に旭川市公式 Instagram に掲載された作品（以下、「掲載作品」という。）の著作権は投稿者に帰属しますが、本事業に参加された時点で、掲載作品を旭川市の広報媒体（広報誌、ポスター・チラシ、ホームページ、SNS）等において、地域の魅力発信等の目的で使用することを承諾いただいたものとみなします。
- (2) プライバシー等への配慮、また、広報媒体等での使用に際し、必要の範囲内でトリミングなどの一部加工を施す場合があります。
- (3) 作品内で確認できる対象物によって、肖像権や著作権等の第三者への権利侵害、また、投稿によって生じる不利益・損害・事故等に関して旭川市は一切の責任を負わないものとします。

9 年間表彰

年間で最も活躍した「ASAHIKAWA FINDER」を「ASAHIKAWA FINDER OF THE YEAR（あさひかわファインダー オブ・ザ・イヤー）」として表彰します。12月までの投稿を対象とし、翌月1月に表彰を行う予定です。

10 その他注意事項

- (1) 撮影の際は、他人の土地に無断で入らないなど、撮影ルールやマナーなどに十分注意してください。
- (2) 応募にあたり、Instagram 及び関連するアプリケーションによって生じるいかなる損害について、旭川市は一切の責任を負いません。
- (3) 応募に係るインターネット接続料、通信費等は応募者の負担になります。
- (4) 審査における選考基準、過程、結果に関するお問い合わせには一切回答しません。
- (5) 応募に当たっては、Instagram の利用規約を遵守してください。
- (6) 本事業は Instagram が支援、承認、運営、関与するものではありません。

11 お問い合わせ窓口

旭川市総合政策部広報広聴課
TEL 0166-25-5370



ASAHIKAWA FINDER について

(あさひかわファインダー)



ASAHIKAWA FINDERは、旭川市内で撮影した「誰かに紹介したくなる」ような、
素敵な写真や動画をInstagramに投稿し合う、ユーザー参加型のシティプロモーション事業です。
投稿された作品は、定期的に旭川市で選考の上、旭川市公式Instagramで掲載させていただきます。
掲載された作品の投稿者を「ASAHIKAWA FINDER (あさひかわファインダー)」として認定します。
また、年間を通じて、活躍されたASAHIKAWA FINDERにはオブ・ザ・イヤーの称号と記念品をご用意します。

誰かに見せたくなる「旭川ってこんなまち」。
そんな写真や動画を

#find_asahikawa を付けて
どんどん投稿しよう!

特設サイトはこちら



参加方法、詳細は裏面をご確認ください

参加方法

実施要領はこちら▶



①旭川市内で撮影した写真または動画作品をご用意ください

②ご自身のInstagramアカウントで
ハッシュタグ「#find_asahikawa」
を付けて作品を投稿してください

#find_asahikawa



※キャプションには可能な範囲で撮影場所・撮影年月を記載してください
※複数枚の写真を1度に投稿する場合は、1枚目のみを対象とします
※動画は原則1分以内のものを対象とします

参加要件

Instagramアカウントを「公開」している個人・団体

※プロ・アマ及び市内・市外在住は問いません
※未成年応募の場合は、保護者の同意が得られている方とします

FiNDER

= カメラの覗き窓、見つける人、発見者…

あなたがこれまで見てきた、
あなたが新たに見つけた、

「旭川ってこんなまち」。

お気軽に何度でも、
Instagramに投稿してください。



お問合せ窓口

旭川市総合政策部広報広聴課
TEL 0166-25-5370
©ASAHIKAWA FINDER

旭川市公式Instagram

「#find_asahikawa」で検索して、
旭川の素敵な写真や動画を見つけてね♪



ASAHIKAWA
CITY